

報道関係各位

2013年12月31日12時00分
株式会社マルハニチロホールディングス
株式会社アクリフーズ

「アクリフーズ群馬工場生産品における農薬検出について」第三報

「アクリフーズ群馬工場生産品における農薬検出について（第二報）」以降の動きにつきまして、新たに下記ご報告いたします。

【12月29日（日）】

豊洲本社にて、緊急記者会見を実施。

【12月30日（月）】

館林保健福祉事務所が、アクリフーズ群馬工場に立入り調査を実施。その結果、

- ① 工場内で使用されている薬剤リストにはマラチオンは確認されず、苦情品の汚染が均一でないことから、通常の製造工程上で汚染された可能性は低いものと考えられる。
- ② 検出されたマラチオンは高濃度の汚染であり、原材料に由来するものとは考えられなかった。
- ③ 以上のことから、当該製造施設における製造工程上で汚染された可能性は低いと判断する。

との結果が出ると同時に、

- ① 早期に原因追求を行い、社内調査結果をまとめた報告書を提出すること、
- ② 引き続き、原材料、資材等は納品時に担当者が立ち会い、問題のないことを確認後に、工場内に持ち込むこと、
- ③ 引き続き、使用薬剤は決められた保管場所に適性に保管すること、
というご指導をいただく。

【12月30日（月） 20時30分】

厚生労働省より、12月29日（日）の弊社グループ発表内容について、以下指導をいただく。

- ① 流通への対応、自主回収製品リスト等につき情報提供すること、
- ② 農薬マラチオンが高濃度に含まれる商品を一定量摂取した場合、健康に影響を及ぼさないと推定される限量、いわゆる「急性参照用量（ARfD）」を超えることが考えられ、摂取の程度によっては吐き気、腹痛等の症状を起こす可能性があること、
- ③ マラチオン混入当該商品の許容摂取量を表すにはARfDの基準とすべきであること。

【12月31日（火） 01時30分～】

豊洲本社にて緊急記者会見（第2回）を実施。

厚生労働省のご指導を受け、今回マラチオンが一番多く検出されたコーンクリームコロツケの場合で「急性参照用量（ARfD）」の基準にて以下の通り、前回発表内容を訂正した。

*コーンクリームコロツケ 1個当たり 22g

*マラチオン検出値 15,000ppm

*マラチオンの急性参照用量（ARfD）は「2mg（体重1kg当たり）」

仮に、体重 20kg のお子様に毒性が発症する量を計算すると、約 2.7g が急性参照用量（ARfD）となり、これは計算上、1度に約 1/8 個のコーンクリームコロツケを食べると、吐き気、腹痛等の症状を起こす可能性があります。

以 上